

平成 27 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 9 日（月曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午後 3 時 08 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 346 号 赤平市行政手続  
条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 347 号 赤平市特別職の  
職員で非常勤のもの報酬及び費  
用弁償に関する条例及び赤平市特  
別職報酬等審議会条例の一部改正  
について
- 日程第 7 議案第 348 号 赤平市特別職の  
給与に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 8 議案第 349 号 赤平市教育委員  
会教育長の給与及び勤務時間等  
に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 350 号 赤平市職員の給  
与に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 10 議案第 351 号 赤平市手数料徴  
収条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 352 号 赤平市教育委員  
会教育長の職務専念義務の特例に  
関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 353 号 赤平市いじめ問  
題対策連絡協議会等条例の制定に  
ついて
- 日程第 13 議案第 354 号 赤平市立幼稚園  
設置条例の一部改正について

- 日程第 14 議案第 355 号 赤平市立保育所  
設置条例の全部改正について
- 日程第 15 議案第 356 号 赤平市廃棄物の  
資源化・再利用の促進及び適正処  
理に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 16 議案第 357 号 赤平市共同浴場  
条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 358 号 赤平市介護保険  
条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 359 号 赤平市指定地域  
密着型介護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並びに指定地  
域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例の  
一部改正について
- 日程第 19 議案第 360 号 赤平市指定地域  
密着型サービスの事業の人員、設  
備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 361 号 赤平市指定地域  
密着型サービス事業者等の指定に  
関する基準を定める条例の一部改  
正について
- 日程第 21 議案第 362 号 赤平市指定介護  
予防支援等の事業の人員及び運営  
並びに指定介護予防支援等に係る  
介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例の  
制定について

日程第 2 2 議案第 3 6 3 号 赤平市地域包括  
支援センターにおける包括的支援  
事業の実施に関する基準を定める  
条例の制定について

日程第 2 3 議案第 3 6 4 号 赤平市建築確認  
等申請手数料徴収条例の一部改正  
について

日程第 2 4 議案第 3 6 5 号 あかびら市立病  
院使用料及び手数料条例の一部改  
正について

日程第 2 5 議案第 3 6 6 号 滝川市教育支援  
センターを本市の住民の利用に供  
させることについて

日程第 2 6 議案第 3 6 7 号 平成 2 6 年度赤  
平市一般会計補正予算

日程第 2 7 議案第 3 6 8 号 平成 2 6 年度赤  
平市国民健康保険特別会計補正予  
算

日程第 2 8 議案第 3 6 9 号 平成 2 6 年度赤  
平市後期高齢者医療特別会計補正  
予算

日程第 2 9 議案第 3 7 0 号 平成 2 6 年度赤  
平市下水道事業特別会計補正予算

日程第 3 0 議案第 3 7 1 号 平成 2 6 年度赤  
平市霊園特別会計補正予算

日程第 3 1 議案第 3 7 2 号 平成 2 6 年度赤  
平市介護サービス事業特別会計補  
正予算

日程第 3 2 議案第 3 7 3 号 平成 2 6 年度赤  
平市介護保険特別会計補正予算

日程第 3 3 議案第 3 7 4 号 平成 2 6 年度赤  
平市水道事業会計補正予算

日程第 3 4 議案第 3 7 5 号 平成 2 6 年度赤  
平市病院事業会計補正予算

日程第 3 5 議案第 3 7 6 号 平成 2 7 年度赤  
平市一般会計予算

日程第 3 6 議案第 3 7 7 号 平成 2 7 年度赤  
平市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 7 議案第 3 7 8 号 平成 2 7 年度赤  
平市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 8 議案第 3 7 9 号 平成 2 7 年度赤  
平市土地造成事業特別会計予算

日程第 3 9 議案第 3 8 0 号 平成 2 7 年度赤  
平市下水道事業特別会計予算

日程第 4 0 議案第 3 8 1 号 平成 2 7 年度赤  
平市霊園特別会計予算

日程第 4 1 議案第 3 8 2 号 平成 2 7 年度赤  
平市用地取得特別会計予算

日程第 4 2 議案第 3 8 3 号 平成 2 7 年度赤  
平市介護サービス事業特別会計予  
算

日程第 4 3 議案第 3 8 4 号 平成 2 7 年度赤  
平市介護保険特別会計予算

日程第 4 4 議案第 3 8 5 号 平成 2 7 年度赤  
平市水道事業会計予算

日程第 4 5 議案第 3 8 6 号 平成 2 7 年度赤  
平市病院事業会計予算

日程第 4 6 報告第 5 0 号 専決処分の報告  
について

日程第 4 7 報告第 5 1 号 専決処分の報告  
について

日程第 4 8 報告第 5 2 号 専決処分の報告  
について

日程第 4 9 報告第 5 3 号 平成 2 6 年度定  
期監査及び財政的援助団体監査報  
告について

#### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 市政の報告（市長・教育長）

日程第 5 議案第 3 4 6 号 赤平市行政手続  
条例の一部改正について

日程第 6 議案第 3 4 7 号 赤平市特別職の  
職員で非常勤のものの報酬及び費

	用弁償に関する条例及び赤平市特別職報酬等審議会条例の一部改正について		一部改正について
日程第 7	議案第 3 4 8 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について	日程第 1 9	議案第 3 6 0 号 赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 8	議案第 3 4 9 号 赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	日程第 2 0	議案第 3 6 1 号 赤平市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第 3 5 0 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について	日程第 2 1	議案第 3 6 2 号 赤平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 0	議案第 3 5 1 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について	日程第 2 2	議案第 3 6 3 号 赤平市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 1	議案第 3 5 2 号 赤平市教育委員会教育長の職務専念義務の特例に関する条例の制定について	日程第 2 3	議案第 3 6 4 号 赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 3 5 3 号 赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	日程第 2 4	議案第 3 6 5 号 あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 3 5 4 号 赤平市立幼稚園設置条例の一部改正について	日程第 2 5	議案第 3 6 6 号 滝川市教育支援センターを本市の住民の利用に供させることについて
日程第 1 4	議案第 3 5 5 号 赤平市立保育所設置条例の全部改正について	日程第 2 6	議案第 3 6 7 号 平成 2 6 年度赤平市一般会計補正予算
日程第 1 5	議案第 3 5 6 号 赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について	日程第 2 7	議案第 3 6 8 号 平成 2 6 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
日程第 1 6	議案第 3 5 7 号 赤平市共同浴場条例の一部改正について	日程第 2 8	議案第 3 6 9 号 平成 2 6 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 1 7	議案第 3 5 8 号 赤平市介護保険条例の一部改正について	日程第 2 9	議案第 3 7 0 号 平成 2 6 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
日程第 1 8	議案第 3 5 9 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の		

日程第30 議案第371号 平成26年度赤平市霊園特別会計補正予算

日程第31 議案第372号 平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

日程第32 議案第373号 平成26年度赤平市介護保険特別会計補正予算

日程第33 議案第374号 平成26年度赤平市水道事業会計補正予算

日程第34 議案第375号 平成26年度赤平市病院事業会計補正予算

日程第35 議案第376号 平成27年度赤平市一般会計予算

日程第36 議案第377号 平成27年度赤平市国民健康保険特別会計予算

日程第37 議案第378号 平成27年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算

日程第38 議案第379号 平成27年度赤平市土地造成事業特別会計予算

日程第39 議案第380号 平成27年度赤平市下水道事業特別会計予算

日程第40 議案第381号 平成27年度赤平市霊園特別会計予算

日程第41 議案第382号 平成27年度赤平市用地取得特別会計予算

日程第42 議案第383号 平成27年度赤平市介護サービス事業特別会計予算

日程第43 議案第384号 平成27年度赤平市介護保険特別会計予算

日程第44 議案第385号 平成27年度赤平市水道事業会計予算

日程第45 議案第386号 平成27年度赤平市病院事業会計予算

日程第46 報告第50号 専決処分の報告について

日程第47 報告第51号 専決処分の報告について

日程第48 報告第52号 専決処分の報告について

日程第49 報告第53号 平成26年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

○出席議員 9名

1番 向井義擴君  
 2番 太田常美君  
 3番 植村真美君  
 4番 竹村恵一君  
 5番 若山武信君  
 6番 五十嵐美知君  
 7番 菊島好孝君  
 8番 北市勲君  
 9番 獅畑輝明君

○欠席議員 0名

○欠員 1名  
 10番

○説明員

市長 高尾弘明君  
 教育委員会委員長 山田和裕君  
 監査委員 小椋克己君  
 選挙管理委員会委員長 壽崎光吉君  
 農業委員会会長 田村元一君

---

副市長 浅水忠男君  
 総務課長 町田秀一君  
 企画財政課長 伊藤寿雄君  
 税務課長 下村信磁君  
 市民生活課長 野呂道洋君  
 社会福祉課長 永川郁郎君  
 介護健康推進課長 斉藤幸英君  
 商工労政観光課長 伊藤嘉悦君  
 農政課長 菊島美時君

建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	片山敬康君
市立赤平総合病院 事務局長	實吉俊介君

---

教育委員会 教育長	多田豊君
” 学校教育 課長	相原弘幸君
” 社会教育 課長	蒲原英二君

---

監査事務局長	大橋一君
--------	------

---

選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
-----------------	-------

---

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	栗山滋之君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、平成27年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番向井議員、6番五十嵐議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの11日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は44件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成26年第4回定例会以降平成27年3月8日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。ことしの冬は、4年ぶりに降雪が少なく、また年が明けてからは気温が高い日も続き、季節外れの降雨もあったことから、降雪量、積雪深とも平年の3分の2程度となっており、2月末現在の本市の降雪量は6.4メートル、積雪深は45センチメートルと平年と比較し降雪量は3.1メートル、積雪深は25センチメートルとそれぞれ少ない状況にあります。除雪状況につきましては、降雪量は少ないものの、12月の暴風雪による吹きだまり対応やことしに入ってから降雨等による路面整正などにより、降雪量の割に除雪出動回数は15回と多く、平年の8割程度の状況であります。また、積雪も締まった状況であることから、排雪作業にも比較的時間を要する状況にありますが、今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を与えぬよう効果的な除排雪作業に努めてまいります。

次に、ギネス世界記録更新について申し上げます。赤平市出身の鈴木貴之氏が監督を務め、赤平市を舞台に撮影されておりますドラマ「不便な便利屋」において、ドラマの中ではありますが、リアルにギネス世界記録に挑戦いたしました。挑戦いたしました種目は、1時間で作るスノーマン、雪だるまの数で、ズリ山展望広場を会場としてチャレンジの参加を呼びかけたところ、市内外より総勢1,406名の方に参加していただきました。これまでのギネス世界記録は、2015年2月15日、いいやま雪まつりの参加者皆さんが製作した1,585体でありましたが、今回のチャレンジでは2,036体を製作し、記録を大幅更新する

ことができ、見事ギネス世界記録を達成することができました。今後この結果がドラマにどう反映されるのか注目するところであり、これらの成果を大いに活用させていただき、赤平市のPR、まちの活性化に期待を寄せるところであります。

次に、あかびらまちづくりフォトコンテスト2015について申し上げます。市では、2回目の開催となりますフォトコンテストであります。昨年4月から募集を開始し、結果市内外の皆様から前回は上回る113点もの応募をいただきました。このフォトコンテストでは、写真を通して写真を撮った方、見た方にも赤平市の魅力、地元への愛情等を深めてもらうことを目的に開催し、大人の部につきましてはあふれる笑顔、ふるさとの2つ、子供の部につきましてはあふれる笑顔をテーマといたしました。審査会も既に終了いたしました。どれも力作ばかりで迷いに迷って表彰作品を決定したところであります。今回応募された作品につきましては、3月13日から22日まで交流センターみらいで、3月23日から4月9日まで市立赤平総合病院で展示し、多くの市民の皆さんにごらんいただきたいと思います。今後もこのようなイベントを通して赤平の魅力の情報発信等につなげてまいりたいと思います。

次に、赤平市産業振興人財育成事業について報告いたします。赤平市産業振興人財育成事業につきましては、本年度より赤平市産業振興企業協議会に運営をお願いし、市内企業から16名のメンバーを輩出いただき、リーディングスタッフトレーニングとして6月のミッションワンに始まり、産業フェスティバルでの企業PR、先進企業視察など精力的に活動してまいりました。本年2月17日には、交流センターみらいにおいてレンタルビデオ、ツタヤの店長として数々の実績と賞を獲得し、伝説の店長と呼ばれる黒岩禅氏を講師にお招きし、「最高のチームをつくるシンプルな仕掛け」と題して講演会を開催いたしました。当日は、市内企業などから約200名の参加をいただき、講師の話にはたくさんの気づきと感動、元気をもらいました。今後は、3月20日に行われる

報告会議が本年度の最終事業となり、参加メンバーの各企業でのこれからの活躍に期待するところであります。

次に、特産品小包セットの販売について報告いたします。赤平市の農産物や食料品、生産品などの地場産品の生産性の向上を目指し、特産品としてのイメージづくりと宣伝方法を分析することで流通ルートの発掘と特産品の販売を推進することを目的として、昨年の4月に赤平市特産品推進協議会を発足し、物産展への出展や赤平米PRのための米袋の作成などを行ってまいりました。昨年12月には赤平米をメインとした特産品小包セットを販売し、予定の300セットを大幅に上回る443セットの注文をいただき、12月19日に全国へ発送し、好評を得たところであります。今後も赤平市特産品推進協議会を中心といたしまして、赤平の特産品を広くPRしてまいります。

次に、高齢者世帯等冬季生活支援事業について申し上げます。昨今の急激な円安の影響等から輸入品の価格高騰や電力料金の値上げなどによる物価の上昇、暖房などの経費が増加する冬期間の家計への緊急支援策として、昨年12月の第4回定例会にて補正予算の議決をいただき、市民税非課税世帯の高齢者、障害者、ひとり親の各世帯に対し5,000円分のまごころ商品券を交付いたしました。対象となる1,443世帯に対し、2月末日現在の交付済み世帯数は1,298世帯となっております。交付を受けた世帯におきましては有効に活用いただくとともに、市内商店等にも波及効果が出ることを期待するところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。昨年の交通安全運動は、4月の春の全国交通安全運動に始まり、4期40日間にわたり実施したところであります。北海道における平成26年の交通事故発生件数は1万2,274件、負傷者数1万4,571人といずれも前年より減少し、また交通事故死者数は169人となり、12年連続で全国ワーストワンを回避し、前年と比較すると15人減少となり、62年ぶりに200人を割り込んだ平成23年と比較しても21人の減少となったところであります。本市における平成26年の交通事故件数

は12件で、前年より2件の減、負傷者数は18人で、前年より1人増加いたしました。とうとい命が失われることなく、本年1月7日に交通事故死ゼロ400日を達成したところであり。このことから、改めて子供や高齢者の事故ゼロ、交通死亡事故抑止及び飲酒運転の撲滅に重点を置き、交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全運動を推進しているところであり。今後も交通安全団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただき、市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加する意識を高め、交通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（若山武信君）** 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

**○教育長（多田豊君）**〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、現在統合準備委員会を設立して進めております中学校統合についてであります。既に統合準備委員会だより等でお知らせしておりますが、現在赤平高校跡地に新しく建設を計画している統合校舎新築基本構想について協議を行っております。基本的な施設の整備方針を策定するため、建物の基本的な形状、外部及び内部の施設の配置等について協議を行っており、年度末の今月末には基本構想をまとめるよう準備を進めているところです。

次に、平成27年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制についてであります。まず、小学校につきましては、全児童数が353名となる予定であり、平成26年度と比較して38名の減となる見込みであります。学級編制につきましては、普通学級は全体で18学級となり、前年度と変更はありません。中学校につきましては、全生徒数が248名となる予定であり、平成26年度と比較して4名の減となる見込みで

す。学級編制につきましては、普通学級は平成26年度と同数の9学級となる見込みであります。また、特別支援学級につきましては、小学校は3校で児童数は18名の見込みであります。平成26年度と比較して同数で、学級編制では8学級となり、昨年度比で1学級の減となる見込みであります。中学校の特別支援学級につきましては、2校で生徒数は8名の見込みであります。平成26年度と比較しますと生徒数は1名の減となりますが、学級編制では1学級の増となり、6学級となる見込みであります。

次に、赤平幼稚園についてであります。新規の入園希望者と合わせて3歳児が17名、4歳児が19名、5歳児が34名の計70名となる見込みです。昨年度と比較しますと3歳児が3名の増、4歳児が13名の減、5歳児が7名の増となり、合わせて3名の減となる見込みであります。

次に、子供たちの虫歯予防のためのフッ化物洗口についてであります。幼稚園では既に昨年度から実施しておりますが、小学校においても保護者及び学校関係者の理解のもと実施を目指しておりましたが、このたび2学期末から市内全小学校の全学年で実施を開始しております。今後とも継続的に実施することで幼児期から将来にわたる歯の健康促進に取り組んでまいります。

次に、いじめの根絶を目指す赤平市子ども会議の実施についてであります。1月9日、交流センターみらいにおいて本市の小中学校の児童生徒が集まり、みんなが協力してよりよい学校生活を築くため、各学校の仲よし活動の取り組みについて交流し、いじめのない明るい学校の実現のため協議を行いました。会議では、各学校の代表による活動報告の後みんなでもよりよい学校づくりについて意見交換を行い、最後にいじめ根絶のための宣言文を採択して終了いたしました。

次に、体罰に係る実態調査についてであります。昨年に続き、この冬季休業中、児童生徒、保護者、教職員を対象に体罰の有無に関するアンケート調査を行いました。本市の小中学校では体罰と認めら

れる事例はありませんでした。言うまでもなく体罰については学校教育法により禁止されておりますので、市教委としても調査結果のいかにかわらず、今後もその防止に万全を期すよう注意を喚起してまいります。

次に、中学校卒業生の進路についてであります。今年度末で赤平高等学校は閉校となりますが、進路指導につきましては従前同様各中学校を通じてきめ細かな進路指導を行ったところであります。赤平中学校、中央中学校両校の卒業生76名につきましては、主に近隣市町の高校へ志願手続を完了したところであります。

次に、給食センターについて申し上げます。本市では、近年設備の更新を順次計画的に行っておりますが、この冬休み期間中、給食センター建築時から使用してきたグランドケトルと呼ばれる攪拌機能のついた釜の更新を行い、給食に提供する温食等の調理がより確実にできるようになりました。今後も計画的な設備の整備により、安全、安心で安定した給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月11日、交流センターみらいにおいて行われました平成27年赤平市新成人を祝う会ではありますが、該当者111名のうち86名の新成人が出席し、本年も静粛なうちに式典がとり行われました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。第36回青少年健全育成百人一首大会が1月17日、ふれあいホールで行われ、小中学生7チーム27名の子供たちが参加し、熱戦を繰り広げました。その結果、小中学生それぞれの優勝、準優勝をしたチームのうち3チームが1月31日、芦別市で行われた第18回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に参加したところでありますが、残念ながら予選突破はかありませんでした。

次に、小学生男女別による第45回青少年健全育成冬季スポーツ大会ミニバスケットボール大会が1月24日、総合体育館において行われました。男女9チーム84名の子供たちが対戦し、元気いっぱいプレー

をいたしました。

次に、平成26年度赤平市青少年善行表彰についてであります。毎年赤平市青少年問題協議会において、各団体より推薦をいただいた団体、個人に対し表彰をすることとしておりますが、26年度の表彰式は2月19日にとり行い、個人6名を表彰いたしました。

次に、東公民館関係について申し上げます。下期講座として、1月下旬から2月上旬にかけて3日間手軽にできるリンパマッサージ講座を行い、延べ33名が受講いたしました。また、2月7日、市内の小中学生を対象とした第11回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式を東公民館で行いました。こころは、生き物と私たちをテーマとして小中学生合わせて238点の応募があり、その中から30名の入賞者が選ばれ、学年ごとに最優秀賞ほか各賞の表彰を行いました。さらに、東公民館利用者に快適な利用をしていただくため、12月に調理実習室の調理台及び給排水設備の改修工事と昨年の講堂に引き続き館内全ての照明及び誘導灯のLED化改修工事を行いました。

次に、社会体育関係について申し上げます。第6回ニュースポーツ大会が2月22日、総合体育館で行われ、フロアカーリング競技に32名の参加がありました。今後この種目の定着を目指し、フロアカーリングの普及に努めてまいりたいと思います。

次に、図書館について申し上げます。3月末をもって閉校となる赤平高校から2月12日、図書169冊の寄贈を受けました。今後本市図書館の蔵書として大切に取り扱いましてまいります。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（若山武信君） 日程第5 議案第346号赤平市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第346号赤平市行政手続条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民の権利、利益の保護の充実のため手続を整備するといたしまして行政手続法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日に施行されますが、行政手続法の改正を踏まえまして本条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

目次につきましては、今般処分等の求めの章といたしまして第4章の2を追加することなどから改正するものでございます。

第2条は、用語の意義を規定してございますが、漢字表記とするため条中の字句を改めるものでございます。

第3条は、適用除外についての規定であります、章の追加などから字句を改めるものでございます。

第33条につきましては、行政指導の方式について定めてございますが、行政指導に携わる職員は行政指導をする際、市が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を持っていることを示す場合にはその相手方に対して当該権限を行使できる根拠条項等を示さなければならないものといたしまして項を追加するものでございまして、第3項、第4項につきましてはそれぞれ第2項の追加に伴い繰り下げ等を行うものでございます。

第34条の2につきましては、市が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法令に規定する要件に適合しないと考えるときは市に対しその旨を申し出て当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、申し出を受けた場合市は必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは当該行政指導の中止、その他必要な措置を講ずるものといたしまして行政指導の中止等の求めの規定といたしまして新たに条を追加するものでございます。

第34条の3につきましては、誰でも法令に違反する事実を発見した場合にその是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思ったときは、当該処分または行政指導をする権限を有する市の機関に対しましてその旨を申し出て当該処分または行政指導をすることを求めることができるものとし、申し出を受けた市の機関は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは当該処分または行政指導をしなければならないものといたしまして処分等の求めの規定といたしまして新たに条を追加し、第4章の2に定めるものでございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとし、附則第2項につきましては赤平市税条例中に引用してございます赤平市行政手続条例の第33条につきましては今般改正いたしますことから、字句を改めるよう規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第346号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第347号赤平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び赤平市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第347号赤平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び赤平市特別職報酬等審議会条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして規定の整備が必要なことから、赤平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び赤平市特別職報酬等審議会条例の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1 ページをご参照願います。第1条関係は、赤平市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございますが、附則第3項におきましては報酬の特例を定めてございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして教育委員長に係る規定を削除するため、表を改めるものでございます。

別表につきましては、第1条、第2条に規定しております報酬及び費用弁償の額につきまして定めてございますが、附則第3項の改定と同様、法の改正に伴いまして表を改めるものでございます。

2 ページをご参照願います。第2条関係は、赤平市特別職報酬等審議会条例の改正でございますが、第2条におきましては所掌事項につきまして定めてございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして教育長の給料につきましても対象といたしますことから、字句を改めるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するといたしまして施行期日を定め、附則第2項といたしまして従前の例により教育長が在職する場合の経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（若山武信君）** これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第347号につ

いては、行政常任委員会に付託いたします。

---

**○議長（若山武信君）** 日程第7 議案第348号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（町田秀一君）**〔登壇〕議案第348号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

特別職であります市長及び副市長の月額給料につきましては、本則との比較におきまして10%の減額としておりますが、減額の期間を平成27年4月30日までとするため、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

附則第2項は、給料の特例の規定でございますが、市長の給料月額につきましては77万4,000円、副市長の給料月額につきましては63万1,000円といたします期間を平成27年4月30日とするため、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（若山武信君）** これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第348号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第348号については、8人の委員をも

って構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、植村議員、菊島議員、獅畑議員、北市議員、竹村議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、以上8名を指名いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第349号赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第349号赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

市長及び副市長と同様、教育長の月額給料につきましても本則との比較におきまして10%の減額としているところでございますが、減額の期間を平成27年4月30日までといたしますこと、さらに今般の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴います規定の整備が必要なことから、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係でございますが、附則第3項は給料の特例の規定でございますが、教育長の給料月額につきまして54万3,000円といたします期間を平成27年4月30日とするため、字句を改めるものでございます。

第2条関係につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございますが、題名につきましては勤務時間等は規則で定めることといたしますことから改めるものでございます。

第1条は、条例の目的を規定してございますが、根拠法令を地方自治法とするなど字句を改めるもの

でございます。

第4条につきましては、教育委員としての報酬及び費用弁償について規定し、第5条については勤務時間等について規定しておりましたが、それぞれ削除するものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するとしたものでございます。

附則第2項につきましては、第2条の規定に係る経過措置について規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第349号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第349号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第9 議案第350号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第350号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

さきの人事院勧告により、平成27年4月施行とする給与制度の総合的見直しから、民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえまして、50歳代後半層においては最大4%程度引き下げるなど平均2%の引

き下げを内容といたしまして国家公務員の給与が改定されておりますが、これに準じ給料表の改定を行いますこと、また管理職手当の支給率を本則に定めた率とすること等から、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

附則第10項につきましては、第9条の2第2項で定める管理職手当の支給率をこれまで医長は10%を5%に、課長及び課長相当職は8%を3.5%に、主幹、主幹相当職及び看護師長は6%を3%に、院長は15%を7.5%に、副院長は13%を6.5%に、診療部長は11%を5.5%にそれぞれ減じておりましたが、これを本年度までとし、本則に基づく支給とするため字句を改めるものでございます。

附則第13項につきましては、行政職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の55歳以上で6級に在級している者の給料月額を1.5%削減とするなど定めてございますが、これを人事院勧告どおり平成30年3月31日までとするため字句を改めるものであります。

別表第1につきましては、人事院勧告に準じ行政職の給料表の改定を行うものでございます。

別表第2の医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)につきましても行政職同様に人事院勧告に準じて改定するものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条につきましては、切りかえ日前の異動者の号給の調整について定めたものでございます。

附則第3条及び第4条につきましては、給料の切りかえに伴う経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(若山武信君)** これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(若山武信君)** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第350号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(若山武信君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第350号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

**○議長(若山武信君)** 日程第10 議案第351号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

**○総務課長(町田秀一君)** [登壇] 議案第351号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料や長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査など住宅に係る手数料につきましては、北海道建設部手数料条例に準じ定めるところでございますが、このたび建築基準法の改正で構造計算適合性判定制度の見直しが行われたこと等に伴いまして北海道建設部手数料条例が改正されまことに、さらに鳥獣の保護等に関する法律の題名が改められましたことなどから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから3ページをご参照願います。第1条関係は、北海道建設部手数料条例の改正に準じまして、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料を定めてございます10の項や長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査について定めてございます12の項に住宅性能評価を受けた場合の手数を追加することなどから、字句を改

めるものでございます。

4ページをご参照願います。第2条関係でございますが、鳥獣の保護等に関します法律の改正によりまして題名を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められることなどから、字句を改めるものでございます。

5ページをご参照願います。第3条関係でございますが、建築基準法の改正により構造計算適合性判定制度の見直しがされましたことから、11の項と16の項を削除するため表を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行し、第2条の規定は平成27年5月29日に、第3条の規定は平成27年6月1日にそれぞれ施行するものとしてございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第351号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第351号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第11 議案第352号赤平市教育委員会教育長の職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第352号赤平市教育委員会教育長の職務専念義務の特例に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨を申し

上げます。

議案第347号及び議案第349号におきましてもご説明させていただきましたが、今般地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されまして教育長につきましては職務専念義務が課せられた特別職となりますことから、一般職とは別途職務専念義務の特例について定める必要があり、本条例の制定を行うものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨につきまして規定したものでございます。

第2条につきましては、職務に専念する義務の免除の規定で、赤平市教育委員会の承認を得るものとしてございます。

第3条は、委任の規定で、施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるとしてございます。

附則といたしまして、第1項は、平成27年4月1日から施行するものとして施行期日を定め、第2項につきましては経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第352号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第12 議案第353号赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第353

号赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことによりまして、学校が直面しているいじめ問題に係る関係機関の連携強化、防止対策等の施策の調整、重大事案への対処等につきまして早急な体制づくりが求められていることから、新たな組織を設置し、いじめ防止等の対策を講じるため制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1章は、総則でございますが、2条で構成し、条例の趣旨や用語の意義などを定めてございます。

第2章は、赤平市いじめ問題対策連絡協議会について規定してございますが、第3条から第11条までの9条で構成しておりまして、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づきまして、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための機関として設置いたします赤平市いじめ問題対策連絡協議会の設置、所掌事務、組織、委員の任期等について規定するものでございます。

第3章は、赤平市いじめ問題専門委員会について規定してございますが、第12条から第16条までの5条で構成しておりまして、いじめ問題対策推進法第14条第3項の規定に基づきまして、いじめの防止等のための対策やいじめの重大事案が発生した際の調査機関として教育委員会に設置いたします赤平市いじめ問題専門委員会の設置、所掌事務、組織、委員長及び副委員長について規定いたしまして、委員の任期等につきましては赤平市いじめ問題対策連絡協議会の規定を準用するとしたものでございます。

第4章は、赤平市いじめ問題調査委員会について規定してございますが、第17条から第21条までの5条で構成しておりまして、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づきまして、教育委員会または学校が行う重大事態に係る調査の結果につきまして報告を受けた市長が重大事態の対処または同種の事態の発生防止のために必要があると認める場合に

再調査を行う機関として設置いたします赤平市いじめ問題調査委員会の設置や所掌事務、組織について規定し、委員の任期等につきましては赤平市いじめ問題対策連絡協議会の規定を準用するとしたものでございます。

第5章は、雑則につきまして規定してございますが、第22条の1条で構成しておりまして、この条例に定めるもののほか、連絡協議会または専門委員会もしくは調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長または委員長がそれぞれ連絡協議会または専門委員会もしくは調査委員会に諮って定めるといたしまして、委任の規定となっております。

附則といたしまして、第1項につきましては、この条例は、公布の日から施行するとして施行期日を定めたものでありまして、第2項は最初に開かれる会議について規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第353号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第353号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第13 議案第354号赤平市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第354

号赤平市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度によります給付費制度の導入に伴いまして、市立幼稚園の保育料に係る規定の見直しを行う必要が生じたことなどから、本条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

条例の題名につきましては、赤平市立幼稚園条例と改めることとしたものでございます。

第4条につきましては、保育料、預かり保育料及び入園料について定めておりましたが、保育料を定める規定とし、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の規定により政令に定める額を限度として教育委員会規則で定める額としたものであります。

第5条は、預かり保育の規定として追加するものでございます。

第6条につきましては、保育料及び預かり保育料の減額の規定として追加するものでございます。

第7条は、保育料等の減免の規定でございますが、条文を整理し、さらに第5条及び第6条の追加がありましたことから、条を繰り下げたものでございます。

第8条につきましては、保育料等の還付について定めてございますが、第7条の改正と同様、第5条及び第6条の追加により条を繰り下げたものでございます。

第9条につきましては、規則への委任について定めてございますが、字句を整理し、第5条及び第6条の追加により条を繰り下げたものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとして施行期日を含め、附則第2項は経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第354号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第354号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第14 議案第355号赤平市立保育所設置条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第355号赤平市立保育所設置条例の全部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度によります給付費制度の導入に伴いまして、市立保育所の保育料や入所手続に係る規定の所要の整備等を行う必要が生じたことから、条例の全部改正を行うものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

条例の題名につきましては、赤平市立保育所条例に改めるものでございます。

第1条につきましては、保育所の設置について規定したものでございます。

第2条につきましては、保育所の名称及び位置を定めたものでございます。

第3条につきましては、保育所で行います児童に対する保育、時間外保育事業、一時保育事業について規定したものでございます。

第4条につきましては、保育所の休所日を規定したものでございます。

第5条につきましては、保育所に置く職員について

て規定したものでございます。

第6条は、保育を受けることのできる資格につきまして規定したものでございます。

第7条につきましては、保育所の入所手続きにつきまして規定したものでございます。

第8条につきましては、入所の承認を取り消す場合につきまして規定したものでございます。

第9条につきましては、入所している児童の保育の停止について規定したものでございます。

第10条につきましては、保育料について規定をしまして、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の規定により政令で定める額を限度として規則で定める額としたものでございます。

第11条につきましては、第3条第1項第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合の保育であります時間外保育事業について規定したもので、時間外保育料の額につきましては別表第1に定めたものでございます。

第12条につきましては、保護者の就労、傷病等の事由により一時的に保育を必要とする児童に対し保育を行います一時保育事業について規定したもので、一時保育料の額につきましては別表第2に定めたものでございます。

第13条につきましては、保育料、時間外保育料及び一時保育料の減免につきまして規定したものでございます。

第14条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとした委任の規定となっております。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとし、附則第2項に定める準備行為については公布の日から施行するものとしてございます。

附則第2項につきましては準備行為を、附則第3項につきましては経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第355号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第355号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第15 議案第356号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第356号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本市の廃棄物に関する減免規定につきましては、本条例の第37条に、さらに赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例施行規則第17条に規定しているところでございますが、平成27年度より子ども・子育て支援事業といたしまして2歳未満の乳幼児を養育する世帯を対象とした紙おむつ用のごみ袋の交付を行うこととしており、減免対象として規定の整備を行う必要がありますことから、このことに伴いまして減免規定の整理を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第37条につきましては、手数料または費用の減免について規定してございますが、手数料等の減免の規定とし、減額の対象者等、手数料等の減額または

免除に関し必要な事項は規則で定めることとして条文を整理したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第356号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第356号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第16 議案第357号赤平市共同浴場条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第357号赤平市共同浴場条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今般北海道における公衆浴場入浴料金の統制額が改定されましたことや利用者の減少等から、使用料を改定するため、本条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表の第1号につきましては、1回券使用料について定めてございますが、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額の改定に伴いまして、大人420円を440円とし、20円の引き上げを行うものでございま

す。

別表の第2号につきましては、回数券使用料について定めてございますが、利用者の減少や燃料費の高騰などから、大人3,000円を3,600円とし、大人についてのみ600円の引き上げを行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第357号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第357号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することと決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第17 議案第358号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第358号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険料は、所得金額等に応じた段階設定によりご負担をお願いしておりますが、この段階につきましては国が定める段階をもとに各市町村において設定することとされており、平成24年度から平成26年度までは7段階9区分として設定しておりましたものの、平成27年度から平成29年度までは所得水準

に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から介護保険法施行令及び介護保険法施行規則が改正されまして、9段階に細分化するなど保険料率の算定に関する基準が見直されることとなり、さらに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法が改正されまして、介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業につきましては平成27年4月施行とされており、円滑な移行ができるよう、市町村において条例で定める場合にはその実施を平成29年3月31日もしくは平成30年3月31日までの間において条例の定める日までの間猶予できるものとされましたことから、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第4条につきましては、第1号被保険者の保険料につきまして規定してございますが、平成27年度から平成29年度まで適用いたします介護保険の第1号被保険者に係る保険料率を定めるもので、生活保護受給者や市民税非課税世帯に属し、公的年金収入等が80万円以下などの者が該当いたします第1号につきましては2万7,600円から2万9,800円に保険料率を改定するなど改正いたしまして、さらに第8号及び第9号を追加いたしまして9段階としたものでございます。

制定附則第14項から第17項につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に係る経過措置の規定といたしまして追加したものでございます。

改正附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行することとし、附則第2項は経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第358号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第358号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第18 議案第359号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 議案第359号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明を申し上げます。

介護保険法第115条の14により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされておりますが、このたび介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、その基準であります指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから4ページをご参照願います。第7条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護に係る設備及び備品等について規定してございますが、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合の届け出についての規定として項を追加いたしますなど、改めるものでございます。

第8条につきましては、従業員の員数について規定してございますが、引用してございます条項の改正に伴い字句を改めるものでございます。

第9条につきましては、利用定員等につきまして規定してございますが、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居ごとに定員を定めることといたしましたことから、字句を改めるものでございます。

第37条につきましては、事故発生時の対応について規定してございますが、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の対応についての規定として項を追加するものでございます。

4ページから10ページをご参照願います。第44条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る従業員の員数等について規定してございますが、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が従事できる施設等を定めるため表を追加いたしましたり、指定複合型サービス事業者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に名称を変更するなど、改めるものでございます。

第45条につきましては、管理者について規定してございますが、介護予防・日常生活支援総合事業に従事することができる規定を追加するなど、改めるものでございます。

第47条につきましては、登録定員及び利用定員に

ついて規定してございますが、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人とし、通いサービスは登録定員に応じることとして表を追加し、定めたものでございます。

第63条につきましては、居住機能を担う併設施設等への入居について規定してございますが、引用している条項の改正に伴い字句を改めるものでございます。

第65条につきましては、準用の規定でございますが、対象とする規定を整理するものでございます。

第66条につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取り扱い方針について規定してございますが、外部の者による評価については要さなくなったことから、字句を改めるものでございます。

10ページ及び11ページをご参照願います。第70条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る基本方針について規定してございますが、引用しております法の条項の改正に伴い字句を改めるものでございます。

第74条につきましては、設備に関する基準について規定してございますが、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難である場合等の規定として、ただし書きを追加したものでございます。

第86条につきましては、準用の規定でございますが、対象とする規定を整理するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第359号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第19 議案第360号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第360号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険法第78条の4により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされておりますが、このたび介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、その基準となっております指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから3ページをご参照願います。目次中の第9章につきましては、複合型サービスとしておりましたが、看護小規模多機能型居宅介護に名称が改められましたことから、章名を改正するものでございます。

第6条及び第32条につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての規定で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数や勤務体制の確保等につきましてそれぞれ定めてございますが、夜間午後6時から午後8時までに看護師、介護福祉士等をオペレーターとして充てることのできる施設、事業所の設置範囲に併設する施設、事業所に加え、同一敷地内にある施設、事業所を追加するなどから、字句の改正、追加等を行うものでございます。

3ページから7ページをご参照願います。第60条

から第80条までの改正を記載させていただいておりますが、これらは認知症対応型通所介護について規定してございますが、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について届け出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるものとするところから、条項の追加等により改めるものでございます。

7ページから13ページをご参照願います。第82条から第106条までの改正を記載させていただいておりますが、これらは小規模多機能型居宅介護について規定してございますが、小規模多機能型居宅介護の登録定員を現行の25人以下から29人以下に改めるとともに、登録定員が26人以上の場合における通いサービスの利用定員を現行の15人から登録定員に同じ最大18人となるよう改めるなどから、表の追加や字句の改正等を行うものでございます。

13ページから15ページをご参照願います。第110条から第121条までの改正を記載させていただいておりますが、これらは認知症対応型共同生活介護について規定してございますが、認知症対応型共同生活介護の共同生活住居ユニット数につきまして新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には現行の1または2を3にすることを認めることとすることから、ただし書きを追加するなど、改めるものでございます。

15ページから17ページをご参照願います。第130条から第148条までの改正を記載させていただいておりますが、これらは地域密着型特定施設入居者生活介護について規定してございますが、事業者が介護報酬を代理受領する要件といたしまして有料老人ホームのみ入居者の同意書を提出することが義務づけられておりますが、老人福祉法の改正により前払い金を受領する場合はその算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられましたことから、この要件を削るなど、改めるものでございます。

17ページから22ページをご参照願います。第151条から第180条までの改正を記載させていただいておりますが、これらは地域密着型介護老人福祉施設

入所者生活介護について規定してございますが、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または病院もしくは診療所に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加する等から、字句を追加するなど、改めるものがございます。

22ページから35ページをご参照願います。第190条から第202条までの改正を記載させていただいておりますが、これらは複合型サービスについて規定してございましたが、サービスの普及に向けた取り組みの一環といたしまして医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できますよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで利用者や家族への支援の充実を図るといったサービス内容が具体的にイメージできる名称といたしまして、複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に改称いたしますことから、字句等を改めるものがございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものがございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第360号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第20 議案第361号赤平市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第361

号赤平市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により介護保険法が改正されました、指定介護予防支援事業者の指定につきましては厚生労働省令で定める基準であります介護保険法施行規則第140条の34の2に従いまして市町村の条例で定めることとされましたことから、改正を行うものがございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条につきましては、条例の趣旨を規定してございますが、新たに対象事業者として指定介護予防支援事業者を追加することから該当の条を加え、さらに対象となるサービス事業者を明記するため字句の改正を行うものがございます。

第3条につきましては、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格について規定してございますが、指定介護予防支援事業者を追加することから見出し中の字句を改め、第115条の22第2項第1号を加えるため字句を改めるものがございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものがございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第361号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第21 議案第362号赤平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第362号赤平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法によりまして介護保険法が改正されまして、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準や基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準でございます指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従いまして、市町村の条例で定めることとされたことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1章は、総則でございますが、第1条及び第2条により構成いたしまして、条例の趣旨や指定介護予防支援の事業の基本方針について定めてございます。

第2章は、人員に関する基準について規定してございますが、第3条及び第4条による2条で構成しておりまして、指定介護予防支援事業所の従業者の員数及び指定介護予防支援事業所ごとに配置する管理者につきまして定めてございます。

第3章は、運営に関する基準について規定してございますが、第5条から第29条までの25条で構成し、サービスの提供に当たっての手續、利用料のあり方、

運営規程の策定、従業者の管理、利用者等の秘密保持、事故発生時の対応、サービス提供の記録の整備など、指定介護予防支援の事業を行う者がその運営に当たって遵守すべき事項を定めたものでございます。

第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について規定してございますが、第30条から第32条までの3条で構成し、介護予防支援の基本方針、利用者の課題把握、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況の把握などの介護予防支援を構成する一連の業務のあり方や当該業務を行う担当職員の責務について定めておりますほか、介護予防の効果을最大限發揮するために留意すべき事項について定めております。

第5章は、基準該当介護予防支援の事業に関する基準について規定してございますが、第33条の1条で構成しておりまして、基準該当介護予防支援の事業については第26条第6項及び第7項を除く第2条から第32条までの規定を準用するとした準用の規定でございます。

第6章は、雑則につきまして規定してございますが、第34条の1条により構成され、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたしました委任の規定となっております。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第362号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第22 議案第363号赤平市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第363号赤平市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法によりまして介護保険法が改正されまして、地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準につきましては厚生労働省令で定める基準、介護保険法施行規則第140条の96を踏まえ、市町村の条例で定めることとされましたことから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、本条例の趣旨について規定したものでございます。

第2条は、包括的支援事業、地域包括支援センター及び第1号被保険者に係る用語の意義を定めたものでございます。

第3条につきましては、地域包括支援センターの基本的な方針を規定したものでございます。

第4条につきましては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定めたものでございます。

第5条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は別に市長が定めるとした委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第363号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第23 議案第364号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第364号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

建築確認等申請手数料など住宅の建築に係る手数料につきましては、北海道建設部手数料条例に準じ定めているところでございますが、さきの赤平市手数料徴収条例の改正議案におきましてもご説明させていただきましてとおり、今般の建築基準法の改正によりまして構造計算適合性判定制度の見直し等がされ、北海道建設部手数料条例が改正されますことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表第1は、建築物に関する確認申請または計画通知手数料につきまして定めてございますが、建築基準法の改正により構造計算適合性判定制度の見直しがされましたことに伴いまして、別表中の字句の削除をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年6月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第364号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第364号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（若山武信君） 日程第24 議案第365号あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第365号あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

4月からスタートいたします新病棟の個室の使用につきましては、医師が治療上の理由等により個室での入院を指示する保険適用例のほか、患者がみずから個室を希望する場合にも使用できることといたしますが、その場合における自己負担となる室料を定めるものでございます。

以下、改正内容につきましては参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表につきましては、使用料及び手数料の額を定めてございますが、新病棟個室8個のうちトイレ、シャワーがついておりますS個室5室につきましては1日2,000円とするものとして差額室料を定めることから、表を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第365号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第365号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（若山武信君） 日程第25 議案第366号滝川市教育支援センターを本市の住民の利用に供させることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第366号滝川市教育支援センターを本市の住民の利用に供させることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

滝川市教育支援センターでは、長期欠席をしている不登校等の児童生徒を対象に学習の援助をしながら本籍校に復帰することを目指す適応指導教室を開設しておりますが、来年度より赤平市立小学校及び中学校に在籍する児童または生徒が利用できますよう、地方自治法第244条の3第2項の規定によりまして滝川市と協議を行い、利用に関する協定を締結したいことから、同条第3項の規定により議決を求めらるものでございます。

別紙、協定書につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、利用に供する施設及び事業について定めてございますが、滝川市教育支援センター条例の第3条で規定しております不登校の児童生徒等に対する学校復帰のための学習支援及び活動支援に関する事業や不登校の児童生徒等及びその保護者等の教育相談に関する事業が利用に供することができる事業としたものでございます。

第2条は、赤平市の児童生徒の利用に係るセンターの管理運営について定めてございますが、センターの条例、規則、その他の規程の定めるところによるものとしてございます。

第3条は、赤平市の児童生徒のセンターの利用に要する経費の負担について定めてございますが、当市の負担とし、負担する額や支払い時期は協議し、定めるものとしてございます。

第4条は、協定の期間について定めたもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、いずれからも解約または改定の意思表示がない場合であって当該経費に係る予算が議決されたときは更新するものとしてございます。

第5条につきましては、協定に定めるもののほか必要な事項については協議して定めることとしてございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第366号については、行政常任委員会に付託いたします。

暫時休憩といたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第26 議案第367号平成26年度赤平市一般会計補正予算、日程第27 議案第368号平成26年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第28 議案第369号平成26年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第29 議案第370号平成26年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、

日程第30 議案第371号平成26年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程第31 議案第372号平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第32 議案第373号平成26年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第33 議案第374号平成26年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第34 議案第375号平成26年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第367号平成26年度赤平市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,000万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億7,548万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。国の平成26年度補正予算に基づく地域住民生活等緊急支援交付金を財源として地方版総合戦略基礎調査事業ほか4事業を予定しておりますが、事実上平成26年度内の予算執行が困難であるため、金額欄に記載の予算を繰越明許費として平成27年度へ繰り越すものであります。

第3表、地方債補正であります。変更として都市公園整備事業ほか3事業について実績等に基づいて限度額を変更するもので、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。  
4ページをお願いいたします。なお、今般の補正の内容につきましては、年度末を迎え、入札結果や実績見込み等によるものが多く、これらについては説明を省略させていただきます。最初に、歳入であります。款9地方交付税として334万3,000円の増額であります。地方交付税法の一部を改正する法律に基づき平成26年度補正予算による普通交付税の調整額が復活となり、2月12日に交付額が変更決定されたためであります。

款11分担金及び負担金、項1負担金、目3土木費負担金、節1住宅費負担金として866万1,000円の減額であります。これまで道営住宅については市が管理を行っておりましたが、道が民間事業者と指定管理契約を締結したためであります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2がんばる地域交付金として117万8,000円の増額であります。平成25年度の国の補正予算によって景気回復が波及していない財政力の弱い市町村に対する交付金として創設されておりますが、交付金算定基礎事業費の確定により増額となるものであります。

6ページをお願いいたします。同じく目6地域住民生活等緊急支援交付金として7,697万3,000円の増額であります。先ほど繰越明許費補正でも申し上げたとおり国の平成26年度補正予算に基づくもので、本市においては回復のおくれる地方の消費喚起や生活支援を目的とした地域消費喚起・生活支援型交付金として3,430万7,000円、地方版総合戦略策定を支援し、仕事と人の好循環の確立を目的とした地方創生先行型交付金として4,266万6,000円の交付限度額を計上するものであります。

款14道支出金、項2道補助金、目8地域住民生活等緊急支援交付金として500万円の増額であります。今回の補正によるスーパープレミアムつき商品券発行助成金にしまして、20%のプレミアムのうち5%については道からの地域消費喚起・生活支援型交付金として交付されるものであります。

款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として541万2,000円の増額であります。本年度の市内6件、道内8件、道外17件、計31件の実績に基づく寄附金総額を計上するものであります。

同じく目4社会福祉事業寄附金として509万9,000円の増額につきましても本年度1名、1企業からの寄附金総額を計上するものであります。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として2億7,814万2,000円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を計上するもので、補正後の財政調整基金残高は20億577万7,000円となります。

款18繰越金として1億2,111万3,000円の増額であります。平成25年度決算に基づく剰余金の未計上額の全てを計上するものであります。

款20市債、項1市債、目3過疎対策事業債、節1過疎対策事業債、9ページの説明欄の過疎地域自立促進特別事業債として1,930万円の増額であります。過疎ソフトに関しましては限度額が定められているため、当初予算では対象事業費の75%程度を見込んでおりましたが、決算見込み額の100%が充当可能となったためであります。

10ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費、節25積立金として6万円の増額であります。資金繰りのため財政調整基金の繰りかえ運用を行う際の利子の見込み額を積み立てるものであります。

同じく目9企画費、節13委託料として723万6,000円の増額であります。1市町村1,000万円を上限として国の地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型交付金を地方版総合戦略策定費用に充当することが可能となっており、人口の現状分析や将来展望を示す地方人口ビジョン策定や地方版総合戦略の客観的な指標等の基礎調査業務を委託するもので、本経費に対して地域住民生活等緊急支援交付金を充当し、平成27年度へ予算を繰り越すものであります。同じく節19負担金補助及び交付金として80万円の減

額であります。民間賃貸住宅家賃助成事業補助金の対象件数が5件であったため減額するものであります。同じく節25積立金として541万3,000円の増額であります。歳入で申し上げたとおりふるさとガンバレ応援寄附金をあかびらガンバレ応援基金に積み立てるものであります。

14ページをお願いいたします。同じく項4選挙費、目2農業委員会委員選挙費として128万7,000円の減額であります。無投票により減額となるものであります。

18ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節25積立金として509万9,000円の増額であります。歳入で申し上げたとおり社会福祉事業寄附金を社会福祉事業振興基金に積み立てるものであります。

同じく目11生活応援臨時福祉助成事業費として1,540万3,000円の増額、目12子育て応援臨時助成事業費として602万3,000円の増額であります。臨時福祉給付金並びに子育て世帯臨時特例給付金は平成27年度補正予算の対応が予定されており、臨時福祉給付金が1万円から6,000円に、子育て世帯臨時特例給付金が1万円から3,000円に減額される予定のため、国の地域住民生活等緊急支援交付金を財源としてこの減額分に相当する4,000円と7,000円のまごころ商品券を同一対象者に対して交付するもので、本経費についても平成27年度へ予算を繰り越すものであります。なお、予算上の対象者数は、生活応援臨時福祉助成事業で3,417人、子育て応援臨時助成事業で796人を見込んでおります。

26ページをお願いいたします。款4衛生費、項2清掃費、目1じん芥処理費、節19負担金補助及び交付金として669万3,000円の減額であります。中空知衛生施設組合負担金は維持管理費の減少、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金は売電収入の増加によりそれぞれ負担金が減額となっております。

同じく目3し尿処理費、節18備品購入費として1,456万9,000円の減額であります。し尿共同処理に備えたし尿運搬車2台購入による入札執行減とな

ります。

30ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節19負担金補助及び交付金として2,000万円の増額であります。国の地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型交付金と道の地域住民生活等緊急支援交付金を財源として20%のプレミアムとなるスーパープレミアムつき商品券発行助成補助金を増額し、増額分の予算に関しては平成27年度へ繰り越すものであります。

同じく目2観光費として3,543万円の増額であります。国の地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型交付金を財源として、平成26年度から赤平特産品推進協議会が発足したことや赤平の情報発信の場が不足していること、さらに鈴木監督のドラマが4月から3カ月間にわたってテレビで放送されるため市外から多くの方々がロケ地に訪れる可能性が高いことから、赤平市エルム高原のエントランスとなる幌岡地区に建物や備品等をレンタルし、特産品推進協議会が中心となって地元特産品の展示販売やまちの情報発信、そしてドラマの展示コーナーを併設したアンテナショップを開設し、今回のモデル事業の成果や反省点を生かしながらハード面を含めた本格実施に結びつけたいと考えております。なお、本経費に関しましても平成27年度予算へ繰り越すものであります。

38ページをお願いいたします。款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費として693万6,000円の減額であります。主に歳入で申し上げたとおり道営住宅の指定管理契約の締結によって関連する報酬や修繕料等の全ての経費を減額するものであります。

44ページをお願いいたします。款10教育費、項3小学校費、目1学校管理費として280万3,000円の減額であります。主に予定されていた複式学級が解消されたことにより賃金として305万2,000円が減額され、また豊里小学校の受電装置修理、国旗掲揚塔基礎補修、赤間小学校の放送設備修繕の修繕料として115万8,000円を増額しております。

48ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費、目2利子、節23償還金利子及び割引料として470万円の減額であります。資金繰りとして財政調整基金の繰りかえ運用ができない年度末の一時借入金利子以外の不用額を減額するものであります。

50ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目10病院事業会計繰出金として1,851万7,000円の減額であります。小児医療に要する特別交付税交付額の減額、研修医等の実績に基づく精算による減額、病棟除却実施設計に起債が可能となったことにより減額するものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第368号平成26年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,124万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,461万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款8繰越金として2億7,777万7,000円の増額であります。平成25年度決算に基づく剰余金の未計上額の全てを計上するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料として345万6,000円の増額であります。平成27年1月からの高額療養費の制度改正に伴い高額療養費支給管理システム導入委託料を計上しております。

8ページをお願いいたします。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金として1,889

万3,000円の増額であります。平成25年度療養給付費負担金の精算によるものであります。

10ページをお願いいたします。款12予備費として2億5,890万円の増額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するもので、平成27年度に今後の運営状況を見きわめた上で基金設置の可能性について検討してまいります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第369号平成26年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。歳入であります。款2繰入金として150万6,000円の減額、款3繰越金として150万6,000円の増額であります。平成25年度決算に基づく剰余金を繰越金として計上したため、同額を繰入金から減額するものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第370号平成26年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,814万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。変更として下水道整備事業の起債の限度額を1億8,770万円に変更するもので、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として540万円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するものであります。

8ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2公債費、項1公債費、目2利子として230万円の減額であります。平成25年度事業の起債借入額の減額によるものであります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第371号平成26年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の霊園特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2繰入金、項1基金繰入金、目1霊園管理基金繰入金として199万8,000円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を計上するものであります。

同じく項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金として175万円の減額であります。物故者慰霊碑改修工事費の財源として繰り入れる予定でありましたが、工事の見送りによるものであります。

款3繰越金として116万5,000円の増額であります。平成25年度決算に基づく剰余金を計上するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費、節15工事請負費として175万円の減額であります。物故者慰霊碑の他市の状況や運営状況等を研究するため工事請負費を全額減額するものであります。

以上で霊園特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第372号平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,205万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款3繰入金、項2基金繰入金、目1愛真ホーム管理運営基金繰入金として1,401万3,000円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するものであります。

款4繰越金として536万5,000円の増額であります。平成25年度決算に基づく剰余金を計上するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費として262万4,000円の減額であります。主に嘱託員報酬並びに施設整備工事費の減額によるものであります。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第373号平成26年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,246万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,932万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として415万2,000円の減額であります。今回の補正に伴う歳入超過額を調整するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。全て本年度の保険給付費等の実績見込みに基づく補正内容となっております。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第374号平成26年度赤平市水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成26年度赤平市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。給水戸数を56戸減らし5,288戸とし、年間総配水量を6万立方メートル減らし177万立方メートルとし、1日平均配水量を165立方メートル減らし4,849立方メートルといたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を87万円増額し、3億7,043万2,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を806万

7,000円増額し、4億1,433万9,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出の第1款資本的支出の補正予定額を359万9,000円減額し、1億9,956万4,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,733万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条、予算第8条に定めた棚卸資産の購入限度額1,123万4,000円を1,073万4,000円に改めます。

2ページをお願いいたします。平成26年度赤平市水道事業会計予算実施計画書であります。収益的収入及び支出につきまして、まず収入の款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益として258万4,000円の減額であります。家庭用が減少し、業務用が増額となっております。

目2受託工事収益として20万2,000円の増額であります。給水装置工事の増加によるものであります。

目4その他の営業収益として16万円の増額であります。材料売却収益等の増額によるものであります。

同じく項2営業外収益、目2長期前受金戻入として242万円の増額であります。固定資産の一部除却に伴う減価償却費の収益化額の増加によるものであります。

目3雑収益として43万7,000円の増額であります。鉄くず等の売却益の増加によるものであります。

同じく項3特別利益、目2過年度損益修正益として23万5,000円の増額であります。過年度収入によるものであります。

支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費として150万円の減額、目2配水及び給水費として150万円の増額であります。主に事業執行による増減であります。

目4総係費として3,142万2,000円の減額であります。主に退職給付引当金の期末要支給額を退職手当組合負担金の積み立て不足額と同様に扱うことと

したため特別損失へ振りかえするものとし、あわせて要支給額算出における対象職員数の精査によるものであります。

目5減価償却費として10万9,000円の増額であります。主に固定資産の精査によるものであります。

同じく項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として100万8,000円の減額であります。当年度の借入額の確定等によるものであります。

同じく項3特別損失、目2その他特別損失として4,038万8,000円の増額であります。先ほど総係費で説明したとおり退職給付引当金の期末要支給額を営業費用から振りかえるものであります。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出であります。款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として31万3,000円の減額、目3固定資産購入費として173万8,000円の減額、目4浄水施設改良費として154万8,000円の減額であります。工事の発注による決算見込みによるものであります。

次に、4ページは予定キャッシュフロー計算書であります。

5ページからは予定貸借対照表であります。7ページをお願いいたします。8、剰余金、(2)、利益剰余金として、利益剰余金合計額はみなし償却制度の廃止による対象資産の減価償却見合い分の収益化を含め6億6,550万9,000円を見込むものであります。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第375号平成26年度赤平市病院事業会計補正予算(第4号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成26年度赤平市病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

第2条、平成26年度赤平市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。病棟建替事業として21万7,000円を増額し、24億3,294万4,000円といたします。また、医療機器整

備事業として1,296万円を減額し、2億8,416万7,000円といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款病院事業収益の補正予定額1億2,055万6,000円を増額し、24億7,167万1,000円といたします。

支出の第1款病院事業費用の補正予定額4,560万3,000円を減額し、35億9,398万4,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入の補正予定額2,507万6,000円を減額し、28億2,988万円といたします。

支出の第1款資本的支出の補正予定額1,040万5,000円を減額し、31億1,279万5,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の2億8,291万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億8,291万5,000円で補填するものといたします。

次に、2ページをお願いいたします。第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正いたします。病棟建替事業を21億4,020万円、医療機器整備事業を2億7,230万円、医療施設整備事業を1,550万円、医師及び患者送迎用車両購入事業を290万円にそれぞれ補正いたします。

第6条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額5,069万9,000円を減額し、12億1,295万1,000円といたします。

第7条、予算第8条に定めた他会計からの補助金について1,275万9,000円を減額し、9,877万7,000円といたします。

第8条、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を1,939万3,000円増額し、2億7,484万1,000円といたします。

3ページをお願いいたします。平成26年度予算実

施計画であります。収益的収入及び支出につきまして、収入の款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益として1,000万円の増額であります。主に療養病床の診療単価の増額によるものであります。

同じく目2外来収益として1,500万円の増額であります。患者数の増加によるものであります。

同じく項2医業外収益、目2他会計補助金として1,275万9,000円の減額であります。主に医師確保対策に要する経費として研修医の件費に係る一般会計からの繰入金の減額であります。

目3他会計負担金として466万8,000円の減額であります。主に小児医療に係る特別交付税の減額によるものであります。

目4その他医業外収益として21万円の増額であります。主に職員住宅貸付収入等の増額によるものであります。

目5長期前受金戻入として7,523万6,000円の増額であります。地方公営企業会計制度の見直しにより固定資産取得に係る財源として一般会計からの出資金分について新たに計上するものであります。

同じく項3特別利益、目2その他特別利益として3,753万7,000円の増額であります。前項の長期前受金戻入同様、会計制度の見直しに伴い、既に償却済みの固定資産取得に係る財源の出資金分について計上するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であります。款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費として6,308万円の減額であります。主に研修医等の給料を初めとする各種手当及び報酬等の減額によるものであります。

目2材料費として1,942万9,000円の増額であります。主に薬品費の増額によるものであります。

目3経費として211万9,000円の減額であります。主に燃料費及び委託料について減額するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項

1企業債、目1企業債として2,380万円の減額であります。主に病棟建替事業債及び医療機器整備事業債を減額するものであります。

同じく項2出資金、目1他会計出資金として109万円の減額であります。病棟除却実施設計に係る起債借り入れに伴い一般会計からの繰入金を減額するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、支出につきまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目2固定資産購入費として1,076万2,000円の減額であります。主に医療情報システム構築に当たる入札執行に伴う購入金額の減額に伴うものであります。

次に、7ページの予定キャッシュフロー計算書及び8ページ、9ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。平成26年度予定貸借対照表であります。11ページの7、剰余金、(2)、利益剰余金に記載のとおり、当年度未処分利益剰余金はマイナス21億6,625万円を見込むものであります。

以上、議案第367号から第375号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 一般会計補正についてお聞きいたします。

11ページですけれども、先ほどこよっと説明がありましたが、目の9企画費の地方版総合戦略の基礎調査の業務委託料のところですが、もう少し内容をゆっくり教えていただきたいというふうに思います。

それと、21ページの民生費のところの目の4保育所費の賃金のところの減額補正と目の8児童扶養手当費のところの扶助費の減額補正のところの内容もお聞きしたいというふうに思います。

それから、45ページ、教育費のところですが、目の1の学校管理費の節の11の修繕料のところです

が、内容を言っていたのですけれども、もう一度お聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） まず、私のほうから地方版総合戦略基礎調査業務委託料、この内容についてであります。地方人口ビジョンを策定するための人口の現状分析といたしまして人口動向の分析、将来の人口の推計と分析、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析、考察、人口の将来を展望する将来展望に必要な調査分析、目指すべき将来の方向、人口将来展望を策定するという作業になってまいります。また、地方版総合戦略の資料といたしまして基本目標の設定、あるいは講ずべき施策に関する基本的方向、具体的な施策と客観的な指標、効果、検証といったものが数値的なものを中心とした形でかなり詳細にわたった推計と、あと現状の分析ということになっておりまして、これは専門的な部分のお力をかりるということで委託料として計上させていただきます。

以上です。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 保育所費の賃金の減額補正でございますけれども、毎年のごとでございますけれども、臨時保育士が不足をしております。当初予算においては必要な人数分予算計上しておりますが、今年度におきましても確保ができなかったということで減額をさせていただきます。

それから、児童扶養手当の扶助費の減額でございますけれども、これにつきましても当該年度の決算見込みに基づく減額補正ということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 44ページの学校管理費の11需用費、修繕費でありますけれども、豊里小学校の受電設備、これについて補修が必要であります。また、同じく豊里小学校の国旗掲揚塔が老朽

化のため補修、それと赤間小学校の放送設備について補修を行うよう補正を要望するものです。

以上です。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 2カ所ほど質疑させていただきたいと思ひますけれども、今ほど竹村議員のほうでも質問させていただきました11ページの企画費の中の委託料の部分で、今伊藤課長のほうからご説明ありましたけれども、その数値的なものは全て今後総合戦略の中で具体化する、地域再生計画の中で使われてくるデータの具体化するものなのかということをお聞きしたかったのと、続きまして霊園費の部分でございますが、霊園費の7ページで先ほど慰霊碑の改修工事で工事見送りということでございましたけれども、そのあたりの背景等もう少し詳しく教えていただきたく思ひます。よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 基礎調査業務、これで出た数値関係につきましては、専門的な視野からいろんな形で将来人口というのを分析させていただきます。また、地方版総合戦略の中には重要業績指標ということで産業分野にわたるいろいろな数値を生かして、今後地方版総合戦略で仮に産業振興に対する戦略施策を盛り込んだ場合にそれがどういった数値で業績として反映されていくか、こういうさまざまな視野からの数値的な専門指標を具体的に提案をいただいて、それを協議の中で再認識をした上で戦略として位置づけていくということになりますので、いろんな指標が今後出てくるということで、委託ということで今回計上させていただきますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 物故者慰霊碑を改修し、市内で火葬を行った身寄りのない方の遺骨を納める予算の計上でございますけれども、近年市民より墓、納骨堂などの継承者がいないことによる共同墓の設置要望があるなど、総合的に勘案いたしまし

て、現在共同墓の設置を検討しているところでございます。先ほど申したとおり、他市の状況等も調査しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君） 介護保険サービスの愛真ホームの関係なのですけれども、赤平市介護サービス事業特別会計の6ページなのですけれども、補正額の財源内訳というふうにありますけれども、補正額は262万4,000円の減額ですけれども、特定財源が789万円減額で一般財源が527万円ということは、前段の収入の明細書の中の繰入金を減額して繰越金を増額して262万4,000円に充てたということかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 前年度25年度からの繰越金が確定しまして、その額をこの中に計上し、さらに積み立ての基金をもって、その基金を取り崩す予定で予算を組んでおりましたけれども、そのうち繰越金と、あるいは執行残等が発生した部分で調整をした中で基金の繰り入れを減額したと、そのようになっております。

○議長（若山武信君） そのほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第367号、第368号、第369号、第370号、第371号、第372号、第373号、第374号、第375号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第367号、第368号、第369号、第370号、第371号、第372号、第373号、第374号、第375号については、委員会の付託を省略することに決定

いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第367号、第368号、第369号、第370号、第371号、第372号、第373号、第374号、第375号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第35 議案第376号平成27年度赤平市一般会計予算、日程第36 議案第377号平成27年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第37 議案第378号平成27年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第38 議案第379号平成27年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第39 議案第380号平成27年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第40 議案第381号平成27年度赤平市霊園特別会計予算、日程第41 議案第382号平成27年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第42 議案第383号平成27年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第43 議案第384号平成27年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第44 議案第385号平成27年度赤平市水道事業会計予算、日程第45 議案第386号平成27年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕平成27年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たり、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

なお、本年4月に市長選挙が予定されているため、平成27年度当初予算は骨格予算となっております。

本市の財政状況は、平成25年度決算においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標は全て健全段階を維持し続ける結果となっており、平成26年度決算においても同様の結果を継続できると見込んでおります。しかし、人口減少等により自主財源は減少傾向にあり、財政運営は厳しい状況が続いております。こうした中、平成27年度の予算編成においても効率、効果的な予算編成に努めつつ、一方では第5次赤平市総合計画の推進や人口減少対策などに取り組んでまいります。このため安全、安心社会の実現に向け、赤平消防署消防総合庁舎建設事業や公営住宅新築事業を継続し、第5次赤平市総合計画の3つの重点プロジェクトとして、産業振興については平成26年度から実施している商店街振興対策協議会並びに特産品推進協議会等に対する補助金を継続し、少子化対策としては中学生以下の医療費無料化等を継続するほか、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援事業計画に基づき保育所保育料の50%軽減や2歳未満の子供のいる世帯を対象とした可燃ごみ袋支給などの新規事業を実施し、住環境整備としては平成26年度から実施している民間賃貸住宅の建設、リフォーム、家賃の助成などを継続し、緊急課題となっている人口減少対策に向けた施策を展開するための予算を計上しております。

結果、歳入の市税につきましては、個人住民税は納税義務者数の減少により対前年度比0.3%の減、法人市民税は法人税割が減額となり、対前年度比9.9%の減、固定資産税は評価がえの年に当たり、対前年度比5.1%の減、都市計画税も評価がえによって対前年度比6.5%の減となり、市税全体としては対前年度比4,064万円、4.7%の減となっております。地方交付税につきましては、普通交付税として新たな項目となる人口減少等特別対策事業費は算定方法が不明なため見込んでおりませんが、市税の減収や公債費の増額、地方財政計画による増減率などを勘案し、対前年度比0.5%の増、特別交付税は近年の決算状況を勘案し、対前年度比6.3%の増、一方臨時財政対策

債は地方財政計画を参考に算定し、対前年度比7.7%の減、臨時財政対策債を含む地方交付税総額は対前年度比4,771万円、1.1%の増となっております。

次に、歳出であります。普通建設事業費については赤平消防署消防総合庁舎建設事業並びに消防救急デジタル無線整備事業により対前年度比5億4,974万円、84.5%の増となっております。

以上、一般会計の予算規模は89億1,299万4,000円、対前年度比5億1,870万1,000円、6.2%の増となっており、歳入不足額を補填する財政調整基金繰入金は3億3,729万円、対前年度比5,437万円、13.9%の減となっております。

その他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計が19億8,503万2,000円、後期高齢者医療特別会計が2億5,307万2,000円、土地造成事業特別会計が17万円、下水道事業特別会計が6億1,965万7,000円、霊園特別会計が419万4,000円、用地取得特別会計が4,532万円、介護サービス事業特別会計が2億1,021万1,000円、介護保険特別会計が14億2,567万円となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が5億7,511万5,000円、病院事業会計が33億7,049万2,000円となっており、両会計ともに平成26年度から地方公営企業会計制度が見直され、退職給付引当金を一括計上しておりましたが、平成27年度から平年ベースの予算計上になったことで前年度より減額となり、さらに病院事業会計につきましては平成27年度の病棟建替事業については旧病棟除却工事のみとなったため前年度より大幅に減額となっております。

以上、全会計の予算総額は174億192万7,000円、対前年度比28億640万9,000円、13.9%の減となっております。

以下、予算書の説明につきましては企画財政課長をもって行わせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成27年度各会計予算及び予算説明書により、提案の趣旨

をご説明申し上げます。

最初に、議案第376号平成27年度赤平市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億1,299万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めます。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為につきましては、エルム高原施設指定管理料として平成27年度から平成28年度を期間とし、限度額を487万2,000円と定めるものであります。

第3表、地方債につきましては、排水整備事業ほか4件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税として2億9,553万7,000円、前年度比1,621万9,000円の減額、同じく項7都市計画税、目1都市計画税として4,552万5,000円、前年度比314万8,000円の減額であります。いずれも3年に1度の評価がえによるものであります。

16ページをお願いいたします。款6地方消費税交付金として2億2,922万1,000円、前年度比7,145万3,000円の増額であります。国が示す地方財政計画

の対前年度伸び率1.52を勘案し、計上するものであります。

款9地方交付税として42億283万7,000円、前年度比6,621万8,000円の増額であります。普通交付税につきましては本市独自の算定要素として基準財政収入額では市税の前年度比4,063万9,000円の減額の75%を加味し、基準財政需要額では市立病院の病床数を縮減してから7年を経過し、現状の病床数を基礎とすることになることから2,828万円の減額、事業費補正並びに公債費につきましては起債償還額の積み上げを見込み、新たに創設された人口減少等特別対策事業費につきましては算定方法が不明なため反映せず、その他については地方財政計画に基づく前年度比の増減率を加味して算定した結果33億5,283万7,000円、前年度比1,621万8,000円の増となっております。また、特別交付税につきましては、近年の実績を考慮し、8億5,000万円、前年度比5,000万円の増となっております。

款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金として1,669万4,000円、前年度比2,465万2,000円の減額であります。保育所の保育料である児童福祉施設入所費用徴収金について使用料及び手数料に振りかわったためであります。

18ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料として1,444万8,000円、前年度比1,413万3,000円の増額であります。さきに申し上げた保育所の保育料が分担金及び負担金から振りかわっておりますが、保育料につきましては平成27年度からスタートする子ども・子育て支援事業計画に基づき国の基準額の50%軽減を実施するため、振りかえ額も半減しております。

同じく目3衛生使用料として2,325万5,000円、前年度比122万1,000円の増額であります。さきにご提案申し上げました赤平市共同浴場条例の一部改正に関連した住友地区共同浴場使用料の引き上げによるものであります。

同じく目6教育使用料として1,023万8,000円、前年度比106万9,000円の減額であります。子ども・

子育て支援新制度移行に伴い幼稚園の保育料の多子世帯軽減を行うためであります。

20ページをお願いいたします。下段の教育手数料が廃目となっておりますが、本件につきましても子ども・子育て支援新制度に伴い幼稚園の入園料を廃止するためであります。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金として9億1,597万3,000円、前年度比2,409万3,000円の減額であります。主に生活保護の扶助費の減額によるものであります。

22ページをお願いいたします。同じく項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金として1,437万7,000円、前年度比7,016万2,000円の減額であります。主に臨時福祉給付金給付費並びに子育て世帯臨時特例給付金給付費が平成27年度補正予算対応の予定とされているためであります。

28ページをお願いいたします。款14道支出金、項3委託金、目1総務費委託金として2,847万7,000円、前年度比1,165万円の増額であります。5年に1度の国勢調査、4年に1度の知事及び道議会議員選挙によるものであります。

30ページをお願いいたします。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として3億3,729万円、前年度比5,437万円の減額であります。本定例会による補正後の金額から今回の繰入金を差し引いた基金残高は16億6,848万7,000円となります。

32ページをお願いいたします。款19諸収入、項3貸付元利収入、目3中小企業融資貸付金収入として3,000万円、前年度比1,000万円の増額であります。中小企業融資事業について金融機関より経済振興に向けて貸付額の増額要望があり、金融機関預託額が増額となっております。

35ページをお願いいたします。款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節21し尿運搬共同処理施設負担金収入として500万円の計上ですが、平成27年度から中空知を中心とした6市6町によるし尿共同処理が開始されますが、共同処理施設のある奈井江町

までのし尿運搬について歌志内市と赤平市が連携し、両市のし尿を赤平市が運搬するため歌志内市からの負担金を計上するものであります。

36ページをお願いいたします。款20市債として12億1,529万8,000円、前年度比5億6,529万円の増額ありますが、主に赤平消防署消防総合庁舎建設による消防債、消防救急デジタル無線整備による過疎対策事業債の増額によるものであります。また、臨時財政対策債については、地方財政計画の前年度比11.6%の減を勘案しております。

次に、歳出であります。38ページをお願いいたします。款1議会費として6,962万円、前年度比528万円の増額ありますが、主に本年度実施予定の市議会議員選挙に伴い議員定数分の報酬等の人件費の計上によるものであります。

40ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料であります。地方公務員法の改正に伴い平成28年度から人事評価を実施するため、人事評価システム構築業務委託料として328万8,000円を計上しております。

42ページをお願いいたします。同じく目3電算管理費、節13委託料であります。マイナンバー法導入に伴い社会保障・税番号制度システム整備業務委託料として54万円を計上しております。当システムに関連する費用は他の科目にわたっており、一般会計及び特別会計の総額は2,089万5,000円となっており、国庫補助金1,565万2,000円が充当されます。

44ページをお願いいたします。同じく目5財政管理費、節13委託料であります。地方公会計整備として平成28年度決算から固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類等の作成が必要なため、固定資産台帳整備業務委託料として520万6,000円を計上しております。

46ページをお願いいたします。同じく目8車両管理費、節18備品購入費であります。公用車の平ボディ車の更新費用として610万9,000円を計上しております。

48ページをお願いいたします。同じく目9企画費

として1,266万2,000円、前年度比576万1,000円の増額であります。あかびらガンバレ応援寄附金の増額と地元特産品の消費拡大やPRを目的に寄附者に対する返礼品として地元特産品を活用するため、当初予算では200万円の寄附金を想定し、寄附者に対する品代や礼状等の郵送費、専門業者に対する初期導入費用や代理納付手数料などで108万5,000円を計上しております。

52ページをお願いいたします。同じく目14市民生活費、節19負担金補助及び交付金であります。昨年9月の赤平市町内会連合会の要望を受け、町内会街路防犯灯維持管理事業交付金につきまして電気料金の値上げに伴い交付率を45%から65%に引き上げ、256万円の予算を計上し、地域コミュニティ活動推進事業補助金につきましては町内会運営が厳しさを増しており、均等割を4万円から5万円、世帯割を120円から200円に引き上げ、464万2,000円の予算を計上しております。

62ページをお願いいたします。同じく項4選挙費、目2知事及び道議会議員選挙費として560万9,000円、64ページの目3市長及び市議会議員選挙費として2,005万3,000円の計上ではありますが、4年に1度行われる地方選挙費を計上するものであります。

66ページをお願いいたします。同じく項5統計調査費として755万8,000円、前年度比522万1,000円の増額であります。主に5年に1度行われる国勢調査に伴う報酬等の経費の計上によるものであります。

74ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目6医療給付費、節20扶助費であります。中学生以下の医療費無料化を継続するため1,190万円を計上しております。

78ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費であります。発達障害児等が専門施設を利用する際の自己負担分を無料化するため25万4,000円を計上しております。

82ページをお願いいたします。同じく目5児童館

費、節7賃金であります。共働き世帯の要望も多く、土曜日、日曜日、祝日、夏休み等の長期休暇の日にモデル的に赤平児童館の開設時間を9時から8時に1時間早め、留守家庭児童が利用できるよう賃金の増額を含め1,494万8,000円を計上しております。

86ページをお願いいたします。同じく項3生活保護費として7億1,313万8,000円、前年度比2,458万8,000円の減額であります。生活保護世帯の減少によるものであります。

92ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3感染症予防費、節13委託料であります。平成26年度補正予算で対応しております。高齢者用肺炎球菌ワクチン接種委託料について65歳から5歳刻みの方と60歳から64歳の方で日常生活が困難な障害者を対象として接種委託料から自己負担の2,500円を差し引いた5,370円を公費負担、生活保護者は全額公費負担とするため271万9,000円の予算を計上しております。

96ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん荼処理費、節11需用費であります。2歳到達までの子育て世帯に対し、おむつ処理等のため20リットルの可燃ごみ袋を月10枚支給する費用として6万円を計上しております。また、節19負担金補助及び交付金の中空知衛生施設組合負担金として、維持管理費の増大により前年度比1,072万4,000円の増額となっております。

同じく目3し尿処理費、節13委託料であります。6市6町によるし尿共同処理が平成27年度から開始されるため、し尿運搬委託料として2,969万3,000円の予算を計上しており、歳入で申し上げたように歌志内市から500万円の負担金収入があります。

104ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目5農産物加工実習センター費、節18備品購入費であります。平成元年に購入した搾り汁機の更新並びにイベント用の炊飯器を購入するものであります。

112ページをお願いいたします。款7商工費、項1

商工費、目1 商工業振興費、節19負担金補助及び交付金であります。平成26年度に設備投資を行った企業1社に対する助成を行うため企業振興促進事業補助金として2,173万7,000円を計上しております。また、スーパープレミアムつき商品券発行助成補助金につきましては、平成26年度からの繰り越し予算を活用するため平成27年度予算としては未計上となっております。

同じく目2 観光費として832万6,000円、前年度比506万8,000円の減額であります。赤平駅前広場ホワイトイルミネーション設置工事並びに市制施行60周年記念事業の減額によるもので、赤平観光協会補助金は市制施行60周年記念事業の臨時経費を除いた額より50万円の増額となっておりますが、5,000発の花火並びにキャラクターショーを継続するためであります。

同じく目3 エルム高原施設費、節13委託料であります。既に平成26年度から平成28年度の3年間にわたる新たな指定管理に関する管理委託料として債務負担行為の限度額を定めておりましたが、電気料金の値上げによる影響額として冒頭申し上げたように平成27年度から平成28年度までの限度額487万2,000円の債務負担行為を設定するもので、本年度は合わせて4,516万1,000円の予算を計上するものであります。

120ページをお願いいたします。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目3 除雪対策費として1億6,796万9,000円、前年度比1,446万4,000円の増額であります。賃金並びに委託料の単価引き上げによるものであります。

123ページをお願いいたします。同じく目4 道路新設改良費、節15工事請負費であります。翠光1条 通改良舗装、文京学園通歩道改良舗装、青葉通排水整備の工事費として6,480万円を計上しております。

128ページをお願いいたします。同じく項4 都市計画費、目2 公園費、節15工事請負費であります。平岸中央公園、平岸公園、並木公園等の施設整備工事費として600万円を計上しております。

132ページをお願いいたします。同じく項5 住宅費、目2 地域住宅建設費、節13委託料であります。平成28年度建設予定の福栄団地10号棟8戸及び駐車場の実設計委託料として1,200万円を計上しております。135ページをお願いいたします。同じく節15 工事請負費であります。茂尻第一団地4号棟8戸及び駐車場の工事費として1億8,080万円を計上しております。

136ページをお願いいたします。款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費、節19負担金補助及び交付金であります。赤平消防署消防総合庁舎建設事業及び消防救急デジタル無線整備事業に要する滝川地区広域消防事務組合負担金として7億716万5,000円を計上しております。

138ページをお願いいたします。款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、節1 報酬であります。赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についての提案に関連し、学識経験者、PTA代表者、校長会代表者、行政並びにその他必要に応じた者で組織される協議会委員の報酬として8万3,000円を計上しております。また、本科目として前年度比2,229万9,000円の減額となっております。スクールバス購入費の減額によるものであります。

144ページをお願いいたします。同じく項3 小学校費、目2 教育振興費として2,469万5,000円、前年度比203万4,000円の増額であります。主に発達障害児等の通級指導教室を開設するため賃金等の関連する予算を計上しております。また、147ページの節19 負担金補助及び交付金であります。豊里小学校をモデル校に指定し、タブレット端末等を活用した授業や授業公開も行うため全学級に機器を配置する費用としてICT活用による学力向上支援事業交付金50万円を計上しております。

159ページをお願いいたします。同じく項5 社会教育費、目6 交流センターみらい費、節13委託料であります。交流センターみらいは平成11年に開設以来15年以上を経過しており、外壁等を含む施設機能診断委託料として435万8,000円を計上しております。

す。

168ページをお願いいたします。同じく項7学校給食費、目1学校給食センター費、節18備品購入費がありますが、消毒保管機の更新費用として2,842万6,000円を計上しております。

170ページをお願いいたします。款11公債費として9億1,245万円、前年度比2,377万8,000円の減額がありますが、主に平成7年度から8年度に借り入れた減税補填債の償還が終了したことによるものであります。

174ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目4下水道事業特別会計繰出金として2億5,385万7,000円、前年度比2,123万9,000円の増額であります。平成27年度から6市6町によるし尿の共同処理が開始されるため浄化センターの下水道使用料が減額となり、その分繰出金が増額となるものであります。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第377号平成27年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。191ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,503万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説

明申し上げます。197ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税として1億7,741万8,000円、前年度比1,238万6,000円の減額であります。主に医療給付費分現年課税分として人口減少や後期高齢者医療への移行により被保険者数が減少しているためであります。

199ページをお願いいたします。款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金として2億4,268万2,000円、前年度比3,992万3,000円の減額であります。療養給付費等の減額によるものであります。

款6共同事業交付金、項1共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金として3億7,768万3,000円、前年度比1億2,109万1,000円の増額ありますが、対象医療費が80万円以下の全てを対象とするよう拡大されるもので、歳出の保険財政共同安定化事業拠出金も増額となっております。

213ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費として10億4,696万2,000円、前年度比8,341万7,000円の減額、目2退職被保険者等療養給付費として5,069万8,000円、前年度比2,545万円の減額であります。いずれも被保険者数並びに1人当たり療養費の減額によるものであります。

231ページをお願いいたします。款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金として3億7,768万4,000円、前年度比1億9,769万7,000円の増額ありますが、先ほど歳入で申し上げたとおり対象医療費の拡大によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第378号平成27年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。251ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,307万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。257ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1後期高齢者医療保険料として1億7,835万4,000円、前年度比1,314万4,000円の減額であります。被保険者数は微増となっておりますが、広域連合から示される保険料率の変動によって減額となっております。

263ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2後期高齢者医療広域連合納付金として2億4,138万6,000円、前年度比1,190万3,000円の減額であります。広域連合からの通知に基づき保険基盤安定化分は増額となっておりますが、事務費及び保険料分が減額となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第379号平成27年度赤平市土地造成事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。275ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書にてご説明申し上げます。281ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入として1,000円、前年度と同額であります。引き続き福栄団地、翠光団地、美園の6区画の宅地分譲を行うため科目存置として計上するものであります。

283ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1宅地造成費、項1造成総務費、目1造成管理費として7万円、前年度と同額であります。宅地分譲地の状況に応じて環境整備を行うものであります。

以上で土地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第380号平成27年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。288ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,965万7,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

291ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あっせんに係る債務保証であります。期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

292ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。下水道整備事業として限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。296ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料として1億6,669万8,000円、前年度比

1,923万3,000円の減額であります。世帯数の減少及び浄化センターのし尿の共同処理などによるものであります。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2億5,385万7,000円、前年度比2,123万9,000円の増額であります。主に浄化センターを初め下水道使用料の減収によるものであります。

300ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目4公共下水道維持管理費として6,291万円、前年度比744万8,000円の増額であります。主に公共下水道補修工事の増額によるものであります。

306ページをお願いいたします。款2公債費として4億4,132万5,000円、前年度比2,206万1,000円の減額であります。借入額の減少に伴うものであります。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第381号平成27年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。320ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ419万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。326ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2繰入金として165万2,000円、前年度比213万1,000円の減額であります。物故者慰霊碑の改修費用に対する一般会計繰入金の減額によるものであります。

328ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費として369万4,000円、前年度比143万8,000円の減額であります。主に歳入と同様に物故者慰霊碑改修工事の減額によるものであります。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第382号平成27年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。333ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,532万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。339ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として4,531万9,000円、前年度比901万6,000円の増額であります。平成25年度の用地売却に伴う繰越金が減額となったことによるものであります。

341ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1公債費として4,532万円、前年度と同額であります。過去の公共用地先行取得時の元利償還額であります。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第383号平成27年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。345ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,021万1,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。351ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。

ますが、款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目2 施設介護サービス費収入として1億3,785万6,000円、前年度比539万9,000円の増額であります。保険給付率の増加によるものであります。

款3 繰入金、項2 基金繰入金、目1 愛真ホーム管理運営基金繰入金として1,849万円、前年度比978万8,000円の減額であります。主に施設整備工事費の減額によるものであります。

355ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 総務費、項1 愛真ホーム施設管理費、目1 一般管理費として1億6,100万9,000円、前年度比422万3,000円の減額であります。主に施設整備工事費の減額によるものであります。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第384号平成27年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。375ページをお願いいたします。

平成27年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,567万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。381ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 介護保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者介護保険料として2億5,036万円、前年度比2,519万円の増額であります。第6期計画に基

づき保険料率が7段階から9段階となり、さらに被保険者数の増加によるものであります。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金として3億7,215万7,000円、前年度比1,925万5,000円の減額であります。保険給付費総額の減額によるものであります。

款5 繰入金、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金として1,563万6,000円、前年度比1,570万6,000円の減額であります。保険給付費総額に対する財源不足額の減額によるものであります。

385ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費として4,708万7,000円、前年度比816万3,000円の増額は、主に職員給与費削減の回復並びに職員1名の人件費を一般会計から移行したことによるものであります。

393ページをお願いいたします。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目3 施設介護サービス給付費として6億5,080万円、前年度比2,120万円の減額であります。主に介護療養型医療施設負担金の減額によるものであります。

407ページをお願いいたします。款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業費として1,830万7,000円、前年度比843万7,000円の増額であります。主に職員給与費削減の回復並びに職員1名の人件費を一次予防事業費から振りかえたことによるものであります。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第385号平成27年度赤平市水道事業会計予算につきまして、平成27年度赤平市水道事業会計予算書に基づき提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成27年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数5,178戸、年間総配水量180万立方メートル、1日平均配水量4,918立方メートルでありま

す。主要な建設改良につきましては、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入であります。第1款水道事業収益は3億6,665万4,000円であります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用は3億3,141万7,000円であります。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額7,599万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとします。収入であります。第1款資本的収入は1億6,770万7,000円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は2億4,369万8,000円であります。

第5条、企業債の建設改良の限度額を6,450万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として2,838万8,000円であります。

第7条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,709万6,000円であります。

第8条、棚卸資産の購入限度額は145万9,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成27年度予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。収入として、款1水道事業収益、項1営業収益は2億9,512万6,000円であります。

同じく項2営業外収益は7,150万8,000円であります。

同じく項3特別利益は2万円であります。

4ページをお願いいたします。支出として、款1水道事業費用、項1営業費用は2億9,410万4,000円あります。

同じく項2営業外費用は3,530万3,000円あります。

同じく項3特別損失は201万円あります。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。資本的収入として、款1資本的収入、項1企業債は6,450万円あります。

同じく項2配水管布設替補償金は5,000万円あります。

同じく項3他会計補助金は5,320万7,000円あります。

支出として、款1資本的支出、項1建設改良費は1億7,462万4,000円あります。

同じく項2企業債償還金は6,907万4,000円あります。

6ページをお願いいたします。平成27年度予定キャッシュフロー計算書、7ページから10ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

11ページから13ページは、平成27年度予定貸借対照表であります。13ページをお願いいたします。8、剰余金、(2)、利益剰余金として7億539万8,000円を見込むものであります。

14ページから17ページの平成26年度予定損益計算書及び平成26年度予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

18ページから20ページの注記表であります。重要な会計方針に係る事項に関する注記等を記載しております。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第386号平成27年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成27年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を4万1,724人、1日平均114人、外来患者延べ数を8万1,852人、1日平均336人を見込んでおります。主な

建設改良事業については、記載のとおりであります。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款病院事業収益として24億9,330万5,000円とし、支出につきましては第1款病院事業費用として24億8,778万7,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,206万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,206万5,000円で補填するものであります。

次に、2ページをお願いいたします。収入につきましては、第1款資本的収入として6億4,064万円、支出につきましては第1款資本的支出として8億8,270万5,000円といたします。

第5条、企業債の限度額を病棟建替事業3億6,850万円、医療機器整備事業4,360万円、医療施設整備事業1,060万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額は、30億円と定めます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として13億263万3,000円、交際費として40万円といたします。

第8条、他会計からの補助金につきましては、研修医の人件費を含む医師確保対策に要する経費など1億1,501万4,000円といたします。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、2億5,988万1,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成27年度予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出であります。収益的収入につきましては款1病院事業収益、項1医業収益として18億5,980万円ですが、1日の入院患者数及び外来延べ患者数において前年度と同数を見込むものであり、入院収益につきましては病棟建てかえによる療養病棟の加算等の効果により対前年度比において増額を見込むものであります。また、その他医業収益におきま

して新病棟における個室利用希望者からの差額室料として新たに96万円を見込むものであります。

同じく項2医業外収益として4億2,118万7,000円ですが、前年度からの会計制度の見直しによりみなし償却制度が廃止されたことに伴い、固定資産取得に係る財源としての補助金等のうち減価償却がまだ行われていない部分に対応する減価償却見合い分を順次収益化するものとして、長期前受金戻入分1億2,607万3,000円を計上するものであります。

4ページをお願いいたします。同じく項3特別利益として2億1,231万8,000円ですが、本年度につきましては前年度計上の退職給付引当金との差額について1,044万9,000円を過年度損益修正益として計上するものであります。

5ページをお願いいたします。収益的支出につきましては、款1病院事業費用、項1医業費用として24億1,015万7,000円ですが、主に目1給与費において前年度に病棟建替事業費において計上していた給与費の振りかえ等により対前年度比4,753万6,000円を増額するものであります。

6ページをお願いいたします。目3経費における燃料費につきましては、病棟建替事業としてボイラーの更新、地中熱ヒートポンプの導入等の効果により対前年度比3,812万1,000円の減額を見込むものであります。

目4減価償却費並びに目5資産減耗費の増額につきましては、それぞれ新病棟の建設並びに旧病棟の除却に伴い計上されるものであります。

7ページをお願いいたします。項3特別損失、目3その他特別損失であります。前年度からの会計制度の見直しに伴い義務化されました退職給付引当金繰入額の減額に伴い、大幅な減額による予算額を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出ですが、資本的収入の款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として4億2,270万円ですが、主に病棟建替事業債として旧病棟除却を初めとする起債の借り入れについて計上するものであ

り、同じく項5補助金につきましても旧病棟除却に係る社会資本整備総合交付金720万6,000円を計上するものであります。

9ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、目1病棟建替事業費として3億7,914万円ではありますが、収入同様、主に旧病棟除却に係る委託料及び工事請負費等を計上するものであります。

同じく目2固定資産購入費として5,424万円ではありますが、主に医療情報システム構築として本年度は電子カルテ分を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。平成27年度予定キャッシュフロー計算書であります。前年度からの会計制度の見直しにより従来の資金計画にかわるものとして記載するものであります。

11ページから18ページは、給与費明細書ではありますが、説明を省略させていただきます。

19ページから20ページをお願いいたします。平成27年度予定貸借対照表であります。20ページの6、剰余金、(2)、利益剰余金の当年度未処分利益剰余金はマイナス21億6,073万2,000円を見込むものであります。

21ページから24ページまでの平成26年度予定損益計算書及び平成26年度予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

25ページの注記表につきましても前年度からの会計制度の見直しにより、重要な会計方針に係る事項に関する注記等を記載するものであります。

以上、議案第376号から第386号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（若山武信君）** これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第376号、第377号、第378号、第379号、第380

号、第381号、第382号、第383号、第384号、第385号、第386号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第376号、第377号、第378号、第379号、第380号、第381号、第382号、第383号、第384号、第385号、第386号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

**○議長（若山武信君）** 日程第46 報告第50号専決処分の報告について、日程第47 報告第51号専決処分の報告について、日程第48 報告第52号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（町田秀一君）**〔登壇〕報告第50号から第52号まで一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ別添の専決処分書でご説明申し上げます。

初めに、報告第50号でございますが、件数は3件で、1件目につきましては相手方が市営住宅の家賃等14万1,960円を滞納しておりましたことから、平成26年11月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月2万円ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成26年12月19日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成26年12月から5万円ずつ毎月末日に限り指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

2件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃23万3,900円を滞納しておりましたことから、平成26年11月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月1万円ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に支払いのありました2万7,100円を減額し、家賃の残額を20万6,800円に改めた上で、平成26年12月19日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成27年1月から2万円ずつ毎月末日に限り指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

3件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃16万9,400円を滞納しておりましたことから、平成26年11月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月2万円ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成26年12月19日、口頭弁論に出頭いたしましたところ相手方の主張どおり平成27年1月から2万円ずつ毎月15日に限り指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたもので、以上3件につきましては平成26年12月19日に専決処分したものでございます。

次に、報告第51号でございますが、件数は2件で、1件目につきましては相手方が市営住宅の家賃等69万3,305円を滞納しておりましたことから、平成26年11月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月3万円ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成27年1月23日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成27年2月から4万円ずつ毎月末日に限り持参、または指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

2件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃等36万976円を滞納しておりましたことから、平成26年11月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立

てを行いました。しかし、その後毎月4万円ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成27年1月23日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成27年2月から3万円ずつ毎月20日に限り持参、または指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたもので、以上2件につきましては平成27年1月23日に専決処分をしたものでございます。

次に、報告第52号でございますが、件数は2件で、1件目につきましては相手方が市営住宅の家賃等47万4,735円を滞納しておりましたことから、平成26年12月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月2万円ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、口頭弁論に出頭いたしましたところ相手方が事実を争わなかったことから、民事訴訟法第275条の2に基づき、滝川簡易裁判所より平成27年2月から4万円ずつ毎月末日に限り持参、または指定の口座に振り込む方法により支払うことを内容とした和議にかわる決定を受けたもので、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるものでございます。

2件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃32万6,800円を滞納しておりましたことから、平成27年1月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月1万円ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成27年2月13日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成27年3月から2万円ずつ毎月末日に限り持参、または指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたもので、以上2件につきましては平成27年2月13日に専決処分をしたものでございます。

以上、報告第50号、第51号、第52号につきまして

一括してご説明申し上げました。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第50号、第51号、第52号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第49 報告第53号平成26年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。小椋監査委員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第53号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす10日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、あす10日、1日休会することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時08分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)